

令和5年第4回国東市議会定例会 追加提出議案

議案 第75号	国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例の一部改正について	P 1
議案 第76号	令和5年度国東市一般会計補正予算(第6号)	P 7
議案 第77号	令和5年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第2号)	P 8
議案 第78号	令和5年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	P 9
議案 第79号	令和5年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定 第3号 介護サービス事業勘定第2号)	P 10
議案 第80号	令和5年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	P 11
議案 第81号	令和5年度国東市水道事業特別会計補正予算(第3号)	P 12
議案 第82号	令和5年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	P 13
議案 第83号	令和5年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第2号)	P 14
議案 第84号	令和5年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第2号)	P 15
議案 第85号	国東市国民健康保険税条例の一部改正について	P 16
議案 第86号	国東市手数料条例の一部改正について	P 19
議案 第87号	工事請負変更契約の締結について	P 24

議案 13件

計 13件

議案第 75 号

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部改正について

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市職員の給与に関する条例及び国東市特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部を改正する条例

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)の一部を次の
ように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分
の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中
「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300

43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	

80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300	
94		295,900	343,600	382,500	394,300	413,600	
95		296,200	344,100	382,900	394,600	413,900	
96		296,600	344,500	383,300	394,800	414,100	
97		296,800	344,700	383,600	395,000		
98		297,100	345,100	384,100			
99		297,500	345,500	384,500			
100		297,900	345,800	384,900			
101		298,100	346,100	385,200			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					

	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。

第2条 国東市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(国東市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正)

第3条 国東市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(平成18年国東市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 国東市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(国東市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第27条第2項及び同条第3項並びに第30条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第27条第2項及び同条第3項並びに第30条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後

の国東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第7条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 4 令和5年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 5 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から令和6年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を考慮し、職員の給料月額及び期末・勤勉手当並びに常勤の特別職及び市議会議員の期末手当について、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 76 号

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 6 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 77 号

令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 78 号

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 79 号

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号
介護サービス事業勘定第 2 号)

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号 介護サー
ビス事業勘定第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 80 号

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 81 号

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 82 号

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 83 号

令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 84 号

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 85 号

国東市国民健康保険税条例の一部改正について

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成 18 年国東市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た

額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 地方税法等の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の軽減措置が新設されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 86 号

国東市手数料条例の一部改正について

国東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市手数料条例の一部を改正する条例

国東市手数料条例(平成 18 年国東市条例第 74 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表中「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1 通につき	450 円	
法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき	350 円	
法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部	1 通につき	750 円	

を証明した書面の交付手数料			
法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき	450 円	
法第 48 条第 1 項(法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 48 条第 2 項(法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項に関する証明書の交付手数料	1 通につき	350 円	(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円)
法第 48 条第 2 項(法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料	書類 1 件につき	350 円	

」

を

「

戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号。以下この表中「法」という。)第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1 通につき	450 円	
法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1 件につき	350 円	

<p>法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき</p>	<p>400 円</p>	
<p>法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき</p>	<p>750 円</p>	
<p>法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項 1 件につき</p>	<p>450 円</p>	
<p>法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき</p>	<p>700 円</p>	

<p>織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</p>	1 通につき	350 円	(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1 通につき 1,400 円)
<p>法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料</p>	書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき	350 円	

」

に改める。

別表第 7(2)の部中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に、「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に、「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に、「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に、「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に、「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に、「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に、「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国東市手数料条例(以下「改正後の手数料条例」という。)の規定(次項に規定するものを除く。)は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る手数料から適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の手数料条例別表第2の規定は、第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後にされた申請に係る手数料から適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍関係の新たな事務及び手数料を追加し、消防関係の手数料を変更するため、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 87 号

工事請負変更契約の締結について

次のように工事請負変更契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年国東市条例第 63 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 令和 4 年度(債務)国東小学校校舎長寿命化改修工事(建築主体工事) |
| 2 変更請負金額 | 590,481,100 円 |
| 3 今回変更による増額 | 23,881,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 豊後高田市香々地 4089 番地
企 業 名 菅・木戸特定建設工事共同企業体
代表者氏名 堤 俊之 |

提案理由 令和 4 年度(債務)国東小学校校舎長寿命化改修工事(建築主体工事)の工事内容に変更が生じたため、それに伴う工事費増額の変更契約を行う必要があるため提出する。